

令和 3 年度  
薬局医療安全対策推進事業実施法人  
公 募 要 領

令和 3 年 2 月

厚 生 労 働 省

※ この公募は、本来、令和 3 年度予算成立後に行うべきものであるが、できるだけ早期に事業を開始するために予算成立前に行うこととしているものである。

従って、成立した予算の額に応じて、事業費（補助額）の規模等の変更が生じる場合等がある。

## 1. 総則

薬局医療安全対策推進事業実施要綱に基づく事業（以下「薬局医療安全対策推進事業」という。）を実施する法人の公募については、この要領に定めます。

## 2. 法人の業務

法人の業務は、薬局医療安全対策推進事業実施要綱及び薬局医療安全対策推進事業費補助金交付要綱（案）に規定する業務とします。

## 3. 応募の要件

以下の全ての要件を満たす法人とします。

- (1) 薬局医療安全対策推進事業を適切に実施できる能力を有する法人であること。
- (2) 事例収集・分析等の事業実施について、幅広い知見と経験を有していること。
- (3) 処方、調剤及び薬局業務について、幅広い知見と経験を有していること。

## 4. 補助金予算額（案）

(1) 令和3年度予算額（案） 63,044千円

(2) 補助対象経費（案）

人件費、謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、  
雑役務費、光熱水料、賃借料、賃金、委託料

※ 詳細は、薬局医療安全対策推進事業費補助金交付要綱（案）を参照

## 5. 事業の実施期間

事業開始日は、採択通知の発出日（通知の日付が前年度中であれば、令和3年4月1日）以降の実際に事業を開始する日とし、事業終了予定期日は、令和4年3月31日とします。

## 6. 応募法人の審査

### (1) 審査の方法

法人の採択については、医薬・生活衛生局総務課において、応募要件に該当する旨を確認した後、申請内容等を審査しますが、審査に当たっては、当省に設置する薬局医療安全対策推進事業実施法人選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を組織し、審査委員会の意見を聴いて定めた審査基準に基づき実施します。

審査委員会は、申請者から提出された応募書等の内容について書類審査及び必要に応じヒアリング審査を行い、それらの評価結果を基に最も優秀と認められる応募法人を選定し、採択します。

審査は非公開で行い、その経緯は通知いたしません。また、問い合わせにも応じられません。なお、提出された応募書等の審査資料は、返却いたしませんので御了承ください。

## (2) 審査の手順

審査は、以下の手順により実施されます。

### ① 形式審査

提出された応募書類について、医薬・生活衛生局総務課において、応募要件への適合性について審査します。

なお、応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外されます。

### ② 書類審査

審査委員会により、書類審査を実施します。（提出書類については、8. (2)

③提出書類及び部数を参照してください。）

### ③ ヒアリング審査

必要に応じて、審査委員会により、申請者（代理も可能としています。）に対してヒアリング審査を実施します。

### ④ 最終審査

書類審査及びヒアリング審査における評価を踏まえ、審査委員会において最終審査を実施し、法人を採択します。

## (3) 審査の観点

審査の観点は、以下のとおりです。

### ① 事務処理能力（業務遂行体制の妥当性）

以下の事項において、総合的に優れていること。

- ・ 事業を実施するために必要な体制（人員、事務処理体制、管理体制）を有しているか。
- ・ 事業を的確に実施するために十分な管理運営能力があるか。
- ・ 実施する業務について十分な理解があるか。
- ・ 過去に類似の事例収集事業を実施した経験及び実績があるか。
- ・ 適切な事例収集、分析・評価プログラムを作成する能力を有しているか。

### ② 知見について（処方、調剤及び薬局業務に関する知見の妥当性）

- ・ 処方、調剤及び薬局業務について、十分な知見を有して理解しているか。
- ・ 薬局ヒヤリ・ハット事例を分析するための十分な知見を有しているか。

### ③ 事例収集、分析・評価の内容について（事業プログラムの妥当性）

- ・ 事業へ参加する薬局を偏重無く十分に確保し、報告を得やすい収集体制となっているか。
- ・ 薬局からの報告様式は、薬局ヒヤリ・ハット事例を多角的に分析しうる項目立てとなっているか。
- ・ 最終報告書の構成は、薬局ヒヤリ・ハット事例の防止に役立てることができるよう考慮されているか。

#### (4) 審査結果の通知等

審査の結果については、審査委員会における最終審査が終了次第、速やかに応募法人に対して通知する予定です。

なお、補助金については、採択の通知後に必要な手続きを経て、正式に交付されることになります。

### 7. 事業の実施について

採択決定後、必要な手続きを経た後、速やかに事業を実施していただくことになります。業務は上記2.に記載したとおり実施要綱及び交付要綱（案）に従い行っていただきます。

### 8. 応募方法等

#### (1) 応募書の作成及び提出

「薬局医療安全対策推進事業実施法人応募書」（別紙様式）を作成し、必要部数を以下の提出期間内に提出してください。

#### (2) 応募方法

提出期間及び提出先（問い合わせ先）は以下のとおりです。

##### ① 提出期間

令和3年2月5日（金）から令和3年2月26日（金）（必着）

##### ② 提出先・問い合わせ先

提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課総務係 あて

問い合わせ先：同 上

TEL：03-5253-1111（内線4213）

FAX：03-3591-9044

ただし、問い合わせについては、月曜日～金曜日（祝祭日を除く。）の午前9時30分～午後5時（正午～午後1時を除く。）とします。

##### ③ 提出書類及び部数

ア 「薬局医療安全対策推進事業実施法人応募書」及びその参考資料3部

イ 法人の概要や経歴、定款（又は規約）、業務方法書など応募法人の活動が分かる資料1部

を1つの封筒に入れ「薬局医療安全対策推進事業実施法人応募書」と表に朱書きして提出してください。

※ 応募書類の提出は、原則として「郵便又は宅配便（含バイク便）」とし、やむを得ない場合には、「持参」も可能としますが、「FAX」又は「電子メール」による提出は受け付けません。

- ※ 応募書類を郵送する場合は、簡易書留等を利用し、配達されたことが証明できる方法によってください。また、余裕を持って投函するなど、提出期間内に必着するようにしてください。
- ※ 提出期間内に到着しなかった応募書類は、いかなる理由があろうと無効になります。また、書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領を熟読のうえ、注意してください。
- ※ 応募書類の差し替えは固くお断りいたします。
- ※ 応募書はパソコンのワープロソフトを用いて作成し、印字した提出文書を提出してください。（様式は厚生労働省のHPよりダウンロードできます。）

## 9. 応募・審査スケジュール

応募期間：令和3年2月5日（金）から令和3年2月26日（金）（必着）

審査：3月中旬

採択・不採択の連絡：3月下旬

※上記スケジュールは目安であり、諸般の事情により変更されることがあります。

## 10. 留意事項

この公募は、予算が原案通り成立した場合に、速やかに事業に着手できるよう、政府予算原案に基づいてあらかじめ行うものであり、補助事業者の採択や予算の執行にあたっては、国会における令和3年度予算の成立が前提となります。国会における予算案の審議によっては、今後、内容等を変更することもありますので、ご了承ください。